

# 海外労働事情

## イギリス

**就労・就学目的の移民流入数が減少―流出数増加が影響**

英国統計局が一月に公表した移民流入データによれば、二〇一二年三月までの二カ月間の移民の純流入数（流入数から流出数を差し引いた人数）は一八万三〇〇〇人で、対前年比で四分の三に減少した。就労・就学目的の移民を中心に流入数が減少したことに加えて、国内からの就労目的の流出数が増加したことが影響している。

**イギリス人の就労目的の流出が増加**

統計局によれば、二〇一二年三月までの二カ月間の長期移民（一年以上滞在予定）の流入数は、前年（二〇一一年三月までの二カ月間）の五七万八〇〇〇人から五三万六〇〇〇人と四万二〇〇〇人減少し、二〇〇四年以来の低い水準となった。うち、就労目的の流入数は一七万七〇〇〇人で前年から一万七〇〇〇人減、就学目的は二二万三〇〇〇人で一万九〇〇〇人減、家族の帯同・合流も一万人減少して七万一〇〇〇人となった。地域別には、EU域外（二二万

〇〇〇人減）およびイギリス国籍者（二万九〇〇〇人減）の流入数の減少が顕著だ。

一方、流出数には増加がみられる。二〇一二年三月までの一年間の流出数は三五万三〇〇〇人で前年から一万七〇〇〇人増、就労目的の流出者の増加が影響している。就労目的の流出者の増加はここ一年間の基本的な傾向であり、不況期には一旦減少したものの、近年は再び増加傾向にある。

就労・就学目的の移民の流入減・流出増の結果として、全体の純流入数は前年から三万二〇〇〇〇人減の一八万三〇〇〇人となった（図1）。減少分の六割をEU域外の移民が占め、その大半が就学目的の純流入数の減によるもの。就労目的の移民については、イギリス国籍者およびEU域外移民を中心に純流出数が増加した。

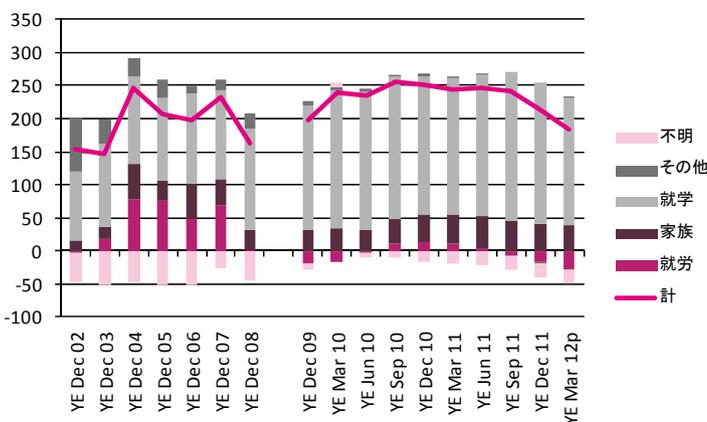
なお、統計局の推計(1)によれば、就労目的の流出者のうち一二万三〇〇〇人が就職（特定の仕事に就くため）、七万八〇〇〇人が求職のためにイギリスを離れており、特に男性では流出者の四三%が就職、二五%が求職を理由としている（女性ではそれぞれ二七%と二〇%）。また内務省のより詳細な分析(2)によれば、二〇一〇年の流

出者全体の三六%が前職で専門・管理職に従事（単純労働・事務職種は二八%、このほか学生二二%など）しており、イギリス国籍の流出者に限定するとこの比率は四八%に高まる（同二七%、一〇%弱(3)。この間のEU国籍の流出者は、前職が単純労働・事務職種であった者が多く（次いで専門・学生の順）、EU域外については学生が多数を占めている（同専門、単純労働）。イギリス人とEU国籍の流出者の推移には失業状況と為

替レートの変化が特に影響しているとみられるが、EU域外の移民にはその傾向はさほど明確に表れていないという(4)。報告書は、イギリス人の専門・管理職相当の人材流出が、将来的な国内における人材不足につながる可能性を危惧している。

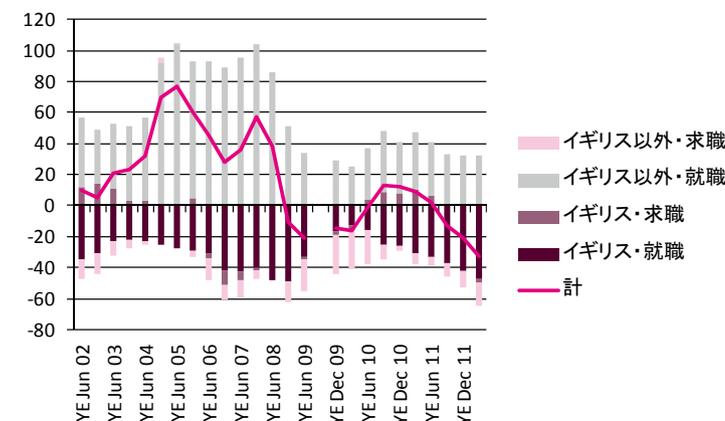
一年以降の人口増三七〇万人のうち、二一〇万人分（五五%）が移民流入によるものだったことが明らかとなった。現在国内に居住する外国出生者数は七五〇万人と人口の一三%に相当、うち約半数の三八〇万人が過去一〇年間にイギリスに流入している。国別には、インドやパキスタン（六九万四〇〇〇人）と四八万二〇〇〇人、いずれも二〇一一年から一・五倍増加）など従来から在留者数が多い国に加えて、ポーランド出身者が二〇一一年からほぼ一〇倍（五七万九〇〇〇人）に増加しており、二〇〇四年のEU加盟以降の急

図1 目的別純流入数の推移(千人)



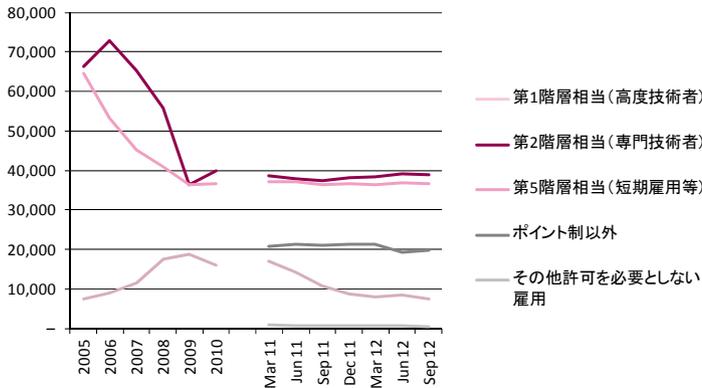
注：各月とも直近12カ月の累積。また2012年3月は速報値。  
参考：“Migration Statistics Quarterly Report November 2012”, ONS

図2 就労目的の純流入数の推移(千人)



(同上)

図3 就労関連ビザの取得者数(人)



注：2011年3月以降は各月とも過去12カ月間の累計。  
参考：Immigration Statistics, Home Office (各期)

1 長期移民の推計に用いられる複数のデータソースのうち、詳細な分類が可能な渡航者統計による。

また併せて、EU域外からの移民の多くを占める就学目的の流入数を抑制する姿勢を示している。

申請権を廃止するなど、滞在の長期化を防止する措置などを講じている。

激な流入数の増加を示している。外国出生者の過半数はロンドン及びイングランド南東部に集中しているが(5)、地方でも、外国人が急速に増加する自治体が出ているという。

急速な移民の増加に対して国民の間に高まる懸念(6)に対応する形で、政府は二〇一四年度までに移民の純流入数を数万人単位に圧縮すると公約している。既に取り組みの一環として、二〇一〇年にはEU域外からの高度技術者や専門技術者の受け入れに関する数量制限を導入(7)しており、また給与水準や語学能力など各種要件の厳格化を相

次いで実施。就労・就学や家族帯同などの流入経路の引き締めを図っている。数量制限を巡っては、当初、人材調達が困難になることなどを理由に経営側から反対があったものの、景気低迷が続いて労働需要が減少するにつれ、そうした批判は下火となった。

内務省の公表するビザ発行数に関するデータによれば、高度技術者に対するビザ発行数は二〇一一年を境に減少しているが(8)、専門技術者についてはほぼ横ばいの状態だ(図3)。政府は、ビザ延長の上限の設定や更新までの期間の短縮、また一部のカテゴリについて一定の滞在期間を経た者に認められていた永住許可の申請権を廃止するなど、滞在の長期化を防止する措置などを講じている。

2 一月に公表した報告書 'Emigration from the UK' による。

3 なお近年のイギリス国籍の流出者は八九%が就労年齢層で(二〇〇八―二〇一〇年)、また多くが渡航先に四年以上滞在する予定と回答しているという。二〇〇〇年からの一〇年間に於ける主な渡航先は、オーストラリアのほか、スペイン、アメリカ、フランスなど。

4 雇用状況などが悪化しても出身国より良い雇用機会や労働条件が期待できるためではないかと報告書は分析している。

5 人口に占める外国出生者比率はロンドンで二〇一〇年の二七%から三七%に、イングランド南東部では八%から一二%に上昇した。この間、ロンドンではおよそ一〇〇万人、南東部では四〇〇万人、それぞれ外国出生者が増加している。また現地メディアは、センサスが提供する地域毎の白人イギリス人比率に関する集計結果を受けて、ロンドンでは二〇一〇年の五八%から二〇一一年には四五%と過半数を割り込んだことを大きく報じた(イングランド及びウェールズ全体では八七%から八〇%に減少)。

6 社会調査センター (Nat Cen) が九月に公表した British Social Attitudes Survey (意識調査) の結果によれば、五一%が「移民は大幅に減少するべき」、二四%が「若干は減少するべき」と回答している。また保守系のメディア等を中心に、移民増加が雇用や住宅、教育など公共サービス、あるいは社会保障を圧迫するといった議論は絶えず見られる。

7 二〇〇八年以降段階的に導入されたポイント制のうち第一階層(高度技術者向け)及び第二階層(専門技術者向け)の合計に四万三〇〇〇人の上限を設定。具体策として第一階層については従来の「一般」カテゴリを廃止、第二階層の「一般」カテゴリの上限を二万七〇〇〇人とした。第二階層の四分の三を占

める企業内異動カテゴリは数量制限の対象外となったが、給与水準の要件が年四万ポンドに引き上げられた。

8 「一般」カテゴリの減少による。なお、既に入国した者による扶養家族等の呼び寄せは可能であることから、第一階層では取得者本人と扶養家族等の数が逆転している(二〇一二年九月時点で、取得者七四四五人に対して被扶養者一万二〇六一人)。

【参考資料】  
Office for National Statistics, Home Office, The Guardian, BBC 各ウェブサイトを

(国際研究部)

アメリカ

全米自動車労組発祥の地 ミシガン州がライイトワーク法を可決

大統領選挙からちょうど一月後の二月六日、ミシガン州下院議会はライイトワーク法を五八対五二で可決した。この法律は労働組合に不利な結果をもたらすとして、労組および労組が支持する民主党が反対している。中西部では二〇一二年二月に同法を成立させたインディアナ州に続いてのことだが、ミシガン州は一九三〇年代に労組を支持する労働者と組織化に反対するフォードが衝突して流血事件となったほか、全米自動車労組(UAW)が本部を置くなど労使関係にとつての象徴的な

地であるため、大きな関心を集めている。

労組弱体化とライイトワーク法  
ライイトワーク法は労働組合費の徴収を使用者が代行して賃金から天引きすること(チェックオフ)を禁ずると同時に、労働組合に入らない権利を労働者に認めるものである。この法律が発効すれば、労働組合としては第一に労働組合費の徴収が困難になり、財政基盤が不安定になる可能性がある。さらには労働組合が勝ち取る成果にただ乗りするフリーライダーを認めてしまうという問題もある。労働組合は使用者と法的に認められた団体交渉を行うことを通じて賃上げなどの労働条件の上昇を獲得する。しかし、労働組合費を負担しない労働者にもその恩恵が与えられることになるからだ。その人数が多くなれば、労働組合費をきちんと負担している労働者のモラルが低下してしまう可能性が否めない。これは既存の労働組合にとつては財政基盤を弱体化させることにつながるものであり、労組のない企業では、労働者から新しく労組をつくるための支持を得ることも難しくなることが想定される。

## ライトトウワーク法の争点― 労組の存在と経済

ミシガン州でライトトウワーク法を推進したリック・スナイダー州知事（共和党）はこれまでライトトウワーク法という選択はしないとメディアに公言してきた。その州知事が扱りに所にしたのが二〇一二年二月に同法を成立させて以降のインディアナ州の経済発展だ。同州がライトトウワーク法によって企業の受け入れと雇用数が拡大したとするのである。

この点に関して、リベラル系のシンクタンク経済政策研究所（Economic Policy Institute）が行った調査によれば、企業が新規拠点の設置に費やす一般的な検討期間からすれば、同法の成立以降の企業の受け入れは同法の成立と無関係であることが指摘されている。また同法を支持しているのは進出を検討している企業よりもむしろ、すでに同州で活動している企業であるとし、同州でみられた雇用増は景気回復による影響が大きいとした。

アメリカでは経済活動の健全な発展にとって個人や企業活動の自由がもつとも重要であり、労働組合がその阻害要因となっているとする考えが根深くある。その自由な企業活動が巨大化し、労働者の利害を侵害するようになるという理解されるようになったニューディール期の政策がその

考えの転機となった。それまでは自由を阻害するとされた労働組合を、政府が労働分配率を高めるために積極的に利用することへ方向転換したのだ。そのため法的な仕組みを政府が整えたことが労組の存在基盤である。しかし、経済のグローバル化が進展し、企業がこれまで以上に自由な活動を望むようになったことが、労組がアメリカで敵視されるようになった一つの理由である。

それは、企業が行う柔軟な経営の阻害要因として語られる。ところで、経済のグローバル化の進展により、労組のある企業の経営の仕組みも大きく変化してきている。アメリカで労組のない企業の経営が、「人的資源管理型」や「進出日本企業型」として分類されて、従業員による経営へのコミットメントを重視する働かせ方や、知識・技能給の採用、問題解決型チームの導入により経済環境の変化に柔軟に対応できるようになってきたとされる。一方、労組のある企業も、同様の変化を受け入れている。それは、「ジョイントチーム型」とされ、労働組合が経営側に協力することで、「人的資源管理型」や「進出日本企業型」と同様の柔軟性を持つようになってきている。

働かせ方以外にも協力関係はみられる。ミシガン州に本部を

置く全米自動車労組は年金と健康保険の事業主負担分の軽減を認めたほか、新規採用従業員の労働条件と社会保障水準を引き下げた。労組のない企業との人件費の差を縮減するために、賃金水準の引き下げに合意する労組も珍しくない。このような動きは民間労組にとどまらず、公共部門の労組でもみられる。

ミシガン州のライトトウワーク法は法案提出後に審議をまったく行わずに即日投票となり、その手続きをめぐって民主党から抗議の声があがっている。

### 労働者の社会保障を守る労組

働く側にとって組合員であるかないかは、社会保障水準に大きな影響を与えている。

労働省労働統計局が行った調査では、二〇一一年の年金や健康保険に関する手当で、組合員が非組合員よりも一時間あたりで七ドル以上も手厚くなっていることが明らかとなっている。賃金だけみれば、組合員が二・三〇四ドル、非組合員が一・九〇四ドルだからそれほど大きな差はない。アメリカの社会保障は企業負担に大きく頼っているため、その差がそのまま老後の生活や病気の際の備えに跳ね返ってくる。つまり、自由な企業活動を優先するために労組を弱体化すれば、社会保障制度全体を弱めることにもつながるのだ。

## 政治的な争点としての労組弱体化

労組をめぐる論点は企業活動にとどまらない。二〇一〇年一月の中間選挙以降に各州で共和党が勢力を伸ばして以降、共和党出身州知事による労組バッシングが続いているからだ。公務員労組に対しては、団体交渉から賃金などの労働条件や社会保障を除外する法案を設定したり、ライトトウワーク法を制定する州が相次いでいる。

中央では、大統領選挙で民主党が圧勝したようにみえるが、連邦下院議会、地方の双方で共和党が躍進している。今回の大統領選挙でも、一一の州で知事選挙が行われ、共和党の知事は二九から三〇に増えた。その結果、共和党の知事が三〇、民主党の知事が一九となっている。

州知事が民主党だが議会は共和党が握っている州の数も増えている。この状況で進む労組バッシングには、共和党が民主党の支持母体である労組を叩くという側面が否めない。それだけに問題は長期化、深刻化している。

オバマ大統領はミシガン州でのライトトウワーク法案の下院議会可決を受け、スポークスマンを通じて「我々の経済は労働者が十分な賃金と良い手当を得ているときにこそ強くなると信じている。ミシガンは強いミッドルクラスと強いアメリカ経済を作るのにどれだけ自動車産業の

労働組合が貢献したかを体現している州であり、ライトトウワーク法の支持者はその歴史を覆そうとしているのだ」とのコメントを出した。

ミシガン州の労組指導者にJILPTがインタビューしたところによれば、AFL-CIOは州知事ほか共和党州議会議員のリコールの準備に入っており、二〇一四年の次期選挙にむけた巻き返しの動きに入っているほか、週末ごとに州議会議事堂で抗議行動を行っているとのことである。

### 【参考資料】

- Nora Macaluso, "Michigan Unions Look to Lock in Contracts Before 'Right-to-Work' Statute Takes Effect, Daily Labor Report, Dec.14
- Nora Macaluso, "Michigan Legislature OKs Replacement For Replaced Emergency Manager Law, Daily Labor Report, Dec.14
- Nora Macaluso, "Michigan Governor, Lawmakers Fast-Track 'Right-to-Work' Bills; House Passes First Bill, Daily Labor Report, Dec.6
- Nora Macaluso, "In Michigan, Obama Slams 'Right-to-Work' As Democrats Seeks to Slow Bills' Progress, Dec.10
- Michael Rose, "CAP, EPI Reports Slam 'Right-to-Work': Michigan Governor Signs Controversial Bill, Dec.11
- Nora Macaluso, "Bills Speed Through Legislature To Make Michigan 'Right-to-Work' State, Dec.7
- Nora Macaluso, "Michigan Becomes 24th 'Right-to-Work' State As Many Union Supporters Protest at Capitol, Dec.11
- Susan Hobbs, "Voters Reject Curbs on Public Labor Unions In Michigan, Idaho, South Dakota Measures, Nov.07

Gordon Lafer, Mary Wolfson, and Nancy Guyott, Indiana experience offers little hope for Michigan 'right-to-work' law, Economic Policy Institute, Dec 11.

(国際研究部 山崎 憲)

## ドイツ

### 貧困率の上昇が大都市で顕著に

ハンスベックラー財団経済社会研究所 (WSI) の最新調査によると、貧困率は大都市の方が高く、近年、その率が上昇し、全国平均との差が広がっていることがわかった。二〇一一年の貧困率は、全国平均一五・一％に対し、大都市一九・六％で、二〇〇五年時点と比較すると、大都市では二・一ポイントも上昇し、全国平均の〇・四ポイント増を大きく上回っている。

### 大都市が六年間で二・一％も上昇

本調査は、マイクロセンサス(小規模国勢調査)に基づく連邦統計局の最新データを用いて行われた。貧困の定義は、「所得中央値の六〇％未満の可処分所得しかない場合」とされる。この定義に従い、二〇一一年は単身者の場合で月収八四八ユーロ未満の者が「貧困者(≠貧困ラインを下回る者)」と見なされた。

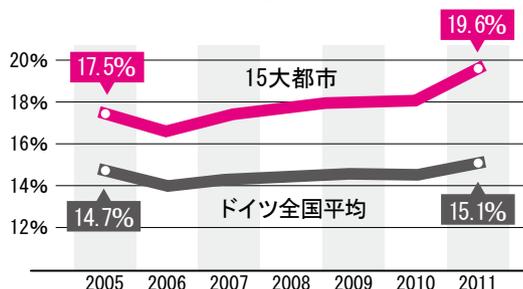
貧困率の推移をみると、二〇

〇五年から二〇一一年にかけて全国平均では一四・七％から一五・一％と〇・四ポイントの上昇だったのに対し、大都市(一五都市)では同時期に一七・五％から一九・六％と、二・一ポイントも上昇した(図1)。大都市の貧困率を人口に換算すると約一四〇〇万人となり、約五人に一人が貧困ラインを下回って生活していたことになる。

### 背景に所得格差・低賃金層の拡大

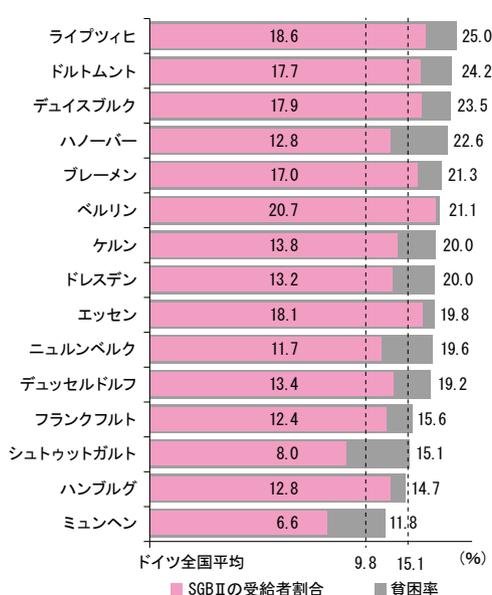
WSIでは、近年、経済が安定して失業が減少しているのに貧困が増加している点について、「所得格差や低賃金層の拡大」が関係しているのではないかと見ている。分析を行ったWSIのエリック・ザイルス氏は「失

図1 貧困率の推移(2005～2011年)



(注) 貧困率：所得中央値の60%未満の可処分所得しかない場合  
資料出所：ハンスベックラー財団2012

図2 15大都市の貧困率



資料出所：ハンスベックラー財団2012

業と貧困の関連性が、最近はやや弱い傾向にある」と見る。同氏は「国内における貧困率の増加―特に大都市での増加―は、所得格差の拡大や低賃金部門の成長と関係している可能性があるが、貧困ラインを下回る賃金で働く者が、特に大都市圏で増えているためではないか」と分析している。

### 貧困率が高い東部地域

一五の大都市を個別にみると、大半が全国平均の一五・一％を上回っていることが分かる(図2)。特に東部のライプツィヒやドレスデン、ルール地方のドルトムントやデュイスブルクで貧困率が高く、首都ベルリンでも、人口の二・一％が貧困ラインを下回り、その割合は二〇〇六年以降増加している。そのベルリンで現在問題になっている。

るのは、SGB II(社会法典第二編)に基づき、長期失業者や低賃金労働者に給付される失業扶助(注)の受給者割合が非常に高い(二〇・七%)ことである。こうした状況と比較して、南部の大都市では、他の地域よりも貧困率が小さく、特にミュンヘンでは貧困率が一・八％と、全国平均を下回り、SGB IIの受給者割合も六・六％と低かった。

### 法定最低賃金(SMIC)の改定―低所得層重視の改定方法へ変更も検討

## フランス

(国際研究部)

サパン労相は二月十七日、法定最低賃金(SMIC)を現行の一時間当たり四・三〇ユーロから〇・三％引き上げて、四・四三ユーロとすると発表した。物価上昇が低い水準であったため、引き上げ幅も少ない額にとどまった。二〇一三年一月一日から適用となる。また、低所得層を主眼において改定方法を変更する方針を明らかにした。

### 低所得層を主眼においたインフレ率算出方法を

フランスの法定最低賃金(SMIC)は毎年、物価と賃金の動向を反映して、原則として一月一日に改定されている。二月十七日、サパン労相によつて二〇一三年一月の改定額が発表された。時給四・四三ユーロで、週三五時間の法定労働時間に基づいて計算した月額は一四三〇・二二ユーロになる。今

【資料出所】

Hans-Böckler-Stiftung (Böckler Impuls 18/2012), eironline (9 October, 2012), Lebenslagen in Deutschland—Entwurf des 4. Armuts- und Reichtumsberichts der Bundesregierung (2.11.2012)



回検討されていた改定方法の変更については、見送られることになった。

オランド大統領はSMICを経済成長率に連動させて改定する方法の導入を選挙公約に掲げていた。だが、現状では経済成長率が極めて低く、制度を改正する効果は低いと判断し、当面は導入する考えはないと発表した。

その一方で、労相はインフレ率に連動した現行の改定方式について変更を検討していると発表した。現行制度では消費者物価指数に基づいて改定が行われているが、低所得者層の実際の生活を反映しているのか検討すべきであるという。光熱費や家賃など低所得者層にとって相対的に影響を受けやすい項目を重視したかたちで、SMIC改定の基準となるインフレ率を算出すべきという趣旨である。実際は、一月のインフレ率は一・

四%と低い水準にあるが、食品の物価は二・六%上昇で、家賃は一・七%上昇など項目ごとインフレの水準が異なる。

今回の最賃引上げは〇・三%上昇と低い水準にとどまった。しかし、二〇一一年一月から二〇一三年一月にかけて四回改定することになり、一三カ月の間に合計で四・七%引き上げられるのだから、決して低く抑えた上昇率ではないという意見もある(2)。

【注】

1 本誌二〇一二年二月号五四ページの注1及び2も参照。

2 Au 1er janvier, une hausse du smic limitée à l'inflation, 17 décembre 2012, Le Figaro を参照。  
<http://www.lefigaro.fr/social/2012/12/16/09010-20121216ARTFIG00071-la-hausse-du-smic-au-1er-janvier-limitee-a-l-inflation.php>

一年は二回改定され、一月に時間額が八・八六ユーロから九・〇〇ユーロに、二月には物価上昇率が二%を超えたため、九・一九ユーロとなった。さらに、二一年には一月に九・二二ユーロ、七月に九・四〇ユーロへと改定された。

【参考資料】

Revalorisation du SMIC au 1er janvier 2013 et nouvelles règles de revalorisation, 17 décembre 2012  
<http://travail-emploi.gouv.fr/actualite-emploi/actualites/2138/revalorisation-du-smic-au-1er-15742.html>

Commission nationale de la négociation collective - Le Smic. Discours de Michel Sapin, 17 décembre 2012  
<http://travail-emploi.gouv.fr/>

actualite-emploi/actualites/2142/commission-nationale-de-la-15746.html  
(ホームページ最終閲覧日:二〇一二年二月二〇日) (国際研究部)

## 中国①

### 全国总工会が福利保障指数を発表

中華全国总工会は労働者の社会保険、住宅積立金、その他の福利厚生の実況などを測る「中国従業員福利保障指数」を公表した。それによると、二〇一一年の社会保険法施行の影響などもあり、法定社会保険の加入率は九割を超える高い値を示した。毎年のように続いてきた急激な賃金上昇に陰りが見える中で、企業側にとっては福利厚生の充実が人材を引き留める鍵となる。

#### 保険会社と共同で策定

二月、中華全国总工会(ACTU)の労働関係研究センターは「中国従業員福利保障指数(CEBI: China Employee Benefits Index)」の二〇一二年値を発表した。二〇一二年値は六五・三七であった。この指数はACTUが国内大手の保険会社、平安保険と共同で作成したもので、発表は今年が初めて。今後は、毎年公表される見通しだ。調査は三〇の市・省の六四都

市で行われ、法定の社会保険、住宅積立金、その他の福利厚生の状況などが調査された。使用者からは一〇〇九の有効回答を、労働者からは三三四六の有効回答を得た。

#### 項目ごとに異なる普及率

調査によれば、社会保険や福利厚生の普及率は項目ごとで異なっている。法定の社会保険は九一・八%と広く普及していたが、住宅積立金は六九・〇%、法定社会保険外以外の医療保険が五三・八%であった。その他の福利厚生は六七・四%だった。福利厚生を業界別に見ると、金融業が最も充実した福利厚生を持つ一方、報道・出版・広告業などは整備が遅れている。

従業員への調査によると、特に住宅積立金と医療保険の拡充の要望が強く、それぞれ六割以上の者がその拡充を望むと回答した。しかし使用者側は自社の厳しい資金状況や公的支援の不足などを背景に拡充には消極的であり、拡充を検討すると回答した使用者は約四割に留まった。企業形態別に見ると、外資系企業が手厚い福利厚生を提供している一方で、国内の民間企業の福利厚生は相対的に手薄い傾向にあった。

#### 社会保険法施行が後押し

法定の社会保険加入率が九割

を超える高い値を示した背景には、二〇一一年に社会保険法が施行されたことがある。これにより都市戸籍を持つ労働者の加入が促進されただけでなく、農村戸籍の出稼ぎ労働者の加入も進んでいる。ただし加入率で見れば都市戸籍の者と農村戸籍の出稼ぎ労働者との間には大きな隔りがある。また地域・保険の種類によっては、同じ保険料を納めても受給できる保険の金額や期間に、都市戸籍か農村戸籍かで違いがあり、戸籍問題は労働者の社会保険にも影を落している。

#### 充実した福利厚生が人材確保の鍵

清華大学公共管理学院教授で雇用社会保障研究センターの代表を務める楊燕媛氏は「ハイテク分野の中小企業が充実した福利厚生によって優秀な人材を引き留められるように、政府は政策支援すべきだ。現在の中国は経済構造転換の真っただ中であり、人々の生活の充実に対して、より注意が払われる必要がある。それゆえ、政府がそのために成すべき責務は多い。また今回公表された指標は中国の全労働者の福利厚生の状況を反映させるためにも、将来的には企業だけでなく政府機関およびその労働者も対象とすべきだろう」と述べている。

ここ数年続いてきた給与の毎

年の大幅な上昇は、やや一服した傾向があるため、今後は福利厚生の実が人員確保の重要な手段になり得ると見られている。

【参考資料】中華全国总工会、平安保険、人民日報、チャイナデイリー

## 中国②

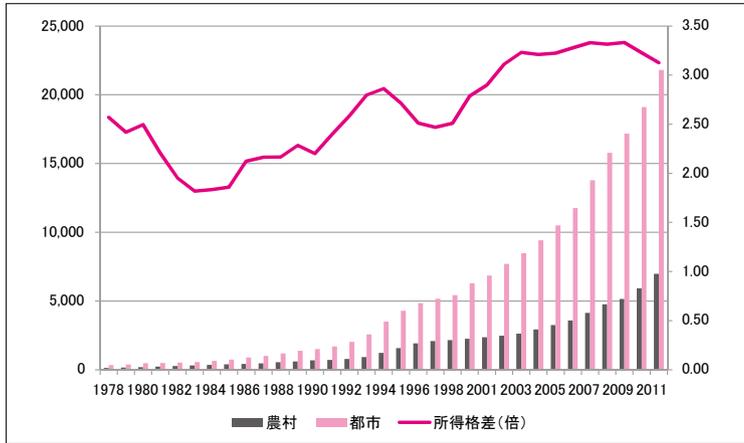
### 二〇一〇年までの所得倍増計画—格差縮小の達成が鍵

中国共産党第一八回大会報告において、二〇一〇年までに国内総生産（GDP）と一人あたり所得を二倍にするとの目標が発表された。この目標は十分に達成可能との見方もある。しかしその一方で、高所得者のさらなる所得増と低所得者のわずかな所得増は、確かに平均所得の二倍という目標達成をもたらしたるもの、結果として格差を拡大させるのではないかと懸念もある。中国政府はそうした事態を避けるために、インフレの抑制や工資条例の制定という、前政権下で未達に終わった課題に引き続き取り組む見通しだ。

### 著しい経済成長も格差は縮まらず

二〇一二年一月、中国共産党第一八回大会報告において、GDPと一人あたり所得の双方で二〇一〇年までに二〇一〇年比で二倍にするとの目標が発表された。第一六回（二〇一二年）

図 都市・農村の平均所得とその所得格差(左軸：元/年、右軸：倍)



資料出所：統計局

得を得ている人がこれまで以上に所得を伸ばし、一方で低所得者の所得増加が微々たるものであった場合、平均所得は確かに倍増し得るのだが、格差はこれまで以上に拡大する恐れがある。そして、その格差縮小の鍵になるのは、インフレ抑制と工資条例・工資支払条

一二年の都市・農村格差は改革開放後でもっとも開いた状態で推移した(図)。

### 格差縮小の鍵となるのは

一〇年間でのGDP、一人あたり所得の倍増という目標は、過去数年の経済成長よりも緩やかな成長であっても達成でき得るため、十分に可能との見方がある。

そして、一人あたり国民所得の倍増という目標が仮に達成できたとして、それと同時に格差縮小も達成できるかが、大きな関心の的となっている。すなわち、既に高い所得を得ている人がこれまで以上に所得を伸ばし、一方で低所得者の所得増加が微々たるものであった場合、平均所得は確かに倍増し得るのだが、格差はこれまで以上に拡大する恐れがある。そして、その格差縮小の鍵になるのは、インフレ抑制と工資条例・工資支払条

や食料品の高騰をはじめとするインフレに悩まされてきた。その抑制は低所得層に比較的恩恵を与え、生活改善に寄与すると見られる。

また制定が棚上げとなっている工資条例が制定された場合、直接雇用者と派遣労働者の同工同酬(同一労働同一賃金)、金融業やエネルギー関連産業のよ

うな参入障壁が高く賃金水準も高い産業への政府介入による賃金抑制などが進むと見られる。さらには工資支払条例が成立すれば、企業が倒産した際の賃金保障、出稼ぎ労働者への賃金支払に対する滞納への罰則強化等が実施される見通しだ。なお工資支払条例については、現在の資源社会保障部で制定作業を実施中である他、北京や広東では既に地方法規として施行済みだ。

ただしこれら三つの政策は、いずれも過去一〇年の間に組み込んできて、残念ながら十分に達成できなかった政策だ。例えば工資条例の制定は、国有企業の強い反対もあり今までも幾度も頓挫している。過去一〇年で未達に終わった政策が、今後一〇年で達成できるか否かが、和諧社会(調和のとれた社会)の達成の鍵を握る。

【参考資料】統計局、人的資源社会保障部、中国新聞網、中国経済週刊財新網

(国際研究部)

## 韓国

### 若者の就業環境改善へ総合対策策定—労働基準監督の強化や苦情通報制度を整備—

雇用労働部は一月二九日、教育科学技術部、ジェンダー平等家族部と共同で、賃金遅配や最低賃金以下の就労など、不公正な扱いを受けている若者の就業条件を改善するための総合対策を発表した。政府は、事業所の労働基準監督の強化、スマートフォン・アプリの開発や苦情ホットラインの運営を通じた総合通報システムの構築、若年労働者の相談を専門とする労働監督官の配置などの対策を実施する。

### 対象事業所の拡大や集中実施

政府は、労働基準の監督を強化するため、対象となる事業所を現行の一九〇〇から三三〇〇に大幅に拡大する。雇用労働部の地方雇用労働事務所は、地域の産業特性に応じた集中的な監督を実施する。パートタイムで働く大学生に加えて、一五〜一八歳の未成年者も保護の対象とする。継続的な監督を実施するため、事業所監督の頻度を年二回(冬と夏)から年四回に増やす。ジェンダー平等家族部やその他の関連部と共同で実施する監督も年二回から年四回に増や

す。監督対象事業所の一〇%を過去六カ月間に関連法に違反した事業所の中から選定し、法令遵守に関する監督を重点的に行う。事業所が違反を繰り返した場合、故意の違法行為や著しい怠慢により労働条件に関する法律に違反した場合は、直ちに司法手続きを執る。

政府はまた、若者の就業条件全般をチェックするとともに、ポスター、リーフレットや関連ウェブサイトによる広報活動を実施するため、退職した専門職を「就業条件自警団」に任命する。パートのための苦情センターを地方自治体の教育事務所

特性化高校、大学および韓国青年相談福祉院の福祉センターに設置する。

### スマートフォン活用の通報システム構築

政府は、若者に対する権利侵害を迅速に改善するため、スマートフォン・アプリや苦情ホットラインを含むさまざまなオンライン・オフラインによる苦情通報制度を整備する。雇用労働部は、「法律違反事業所通報アプリ」と呼ばれるモバイル・アプリを開発し、二月五日に運用を開始した。この新しいアプリは、若年パート、女性労働者



者等が最低賃金違反、書面による労働契約作成義務違反、職場のセクシャルハラスメントなどについて通報し、いつでもどこでも相談を受けることができるようになる。全国四七カ所の地方雇用労働事務所は、アプリによる通報を迅速に取り扱う専門の労働監督官を配置し、平日は午後一〇時まで、土曜日は午後六時まで相談を受け付ける。アプリを通じて事件を通報すると、最寄りの地方雇用労働事務所の労働監督

官につながり、電子メールでカウンセリングを受けることができる。苦情ホットラインに電話し管轄地域の労働監督官と直接話すこともできる。さらに、平日雇用労働事務所に相談に行くことのできない若年パートのために、土曜日の午前九時〜午後六時まで、予約による訪問相談制度を設けている。

「法律違反事業所通報アプリ」は、最低賃金、パートのための一〇の重要な規則、セクハラへの対処法など、若年パートや女性労働者が知っておくべき情報も提供している。

### 「キャリアと仕事」など学校での学習重視も

政府は、使用者が自発的に若者の就業条件を改善するよう、様々な教育・広報活動を通じて啓発に努めている。使用者が若者を採用する際、就業条件に関する教育を行うよう奨励している。そのような教育と労働安全衛生法によって採用の際に義務づけられている訓練を連携させる方法を検討している。

中学校・高校の指導相談員養成プログラムでは、若者の就業条件の保護に関する問題を取り扱っている。学生は、学校の「キャリアと仕事」の授業で就業条件に関する問題について学習する。

政府は、若年女性労働者が性的暴行や職場の嫌がらせの犠牲

者となった場合、速やかに通報できるよう、女性および若者緊急ヘルプラインを運営する。小規模事業所に対する支援を拡大するため、セクハラ防止教育を行う指導員を無料で派遣する。各地域や産業の使用者団体等と共同で職場におけるセクハラ防止に関する意識啓発を推進する。

雇用労働部、教育科学技術部、ジェンダー平等家族部等は共同で、若者の就業環境を改善するための基盤を強化する目的で、三年毎に若者の就業条件に関する調査を実施する。

政府は、これらの対策の進捗状況を四半期ごとに評価するため、政府担当官、専門家等で構成される「若者のためのより良い就業環境に関するタスクフォース」を設置する。また、政府機関、青年組織等で構成される「若者の就業条件保護のためのサポーター」と呼ばれる公的機関と民間の協力グループを設立する。

【参考資料】雇用労働部web情報

(国際研究部)

## ILO

世界の賃金上昇率一・二%—欧州危機で先進国伸び悩み

国際労働機関（ILO）は一



二月七日、「世界賃金報告二〇一二/二〇一三」賃金と公正な成長」と題する報告を発表した。それによると、世界平均の実質賃金の対前年上昇率は二〇一一年に一・二%を記録し、二〇一〇年の二・一%に比べて落ち込んだ。欧州経済危機の影響を直接に受けた先進国の伸び悩みが影響している。

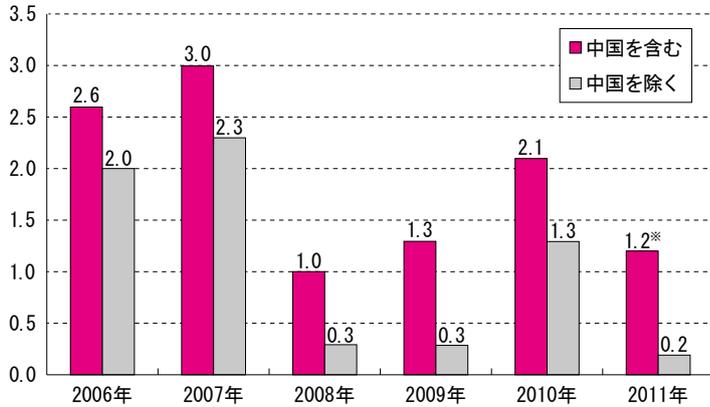
実質賃金上昇率はわずか〇・二%

世界全体の平均から、大きな比重を占める中国を除くと、実質賃金の上昇率は〇・二%に落ち込み、世界経済危機直後の二〇〇八年、二〇〇九年の数字よりも低かった(図1)。

日本は生産性向上が賃金に反映せず

日本については、アメリカやドイツとともに一九九九年から

図1 世界の実質賃金平均上昇率（年間、%）

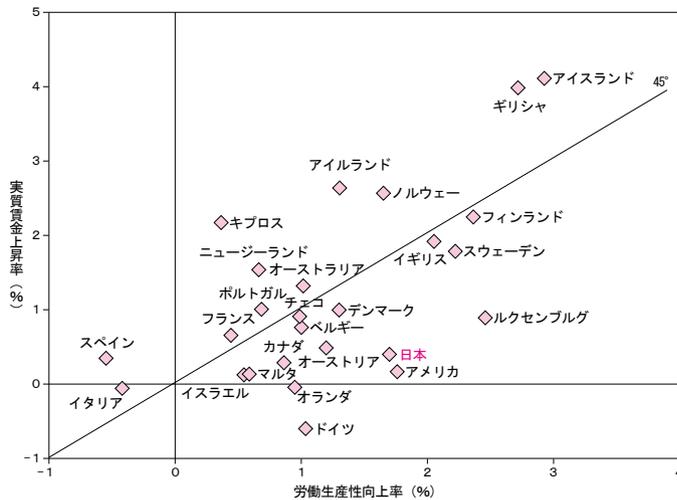


※「暫定予測値」（対象75カ国）

注：124カ国の実質平均月額賃金の年間上昇率の加重平均として算出したもの、世界の全雇用労働者の94.3%を網羅

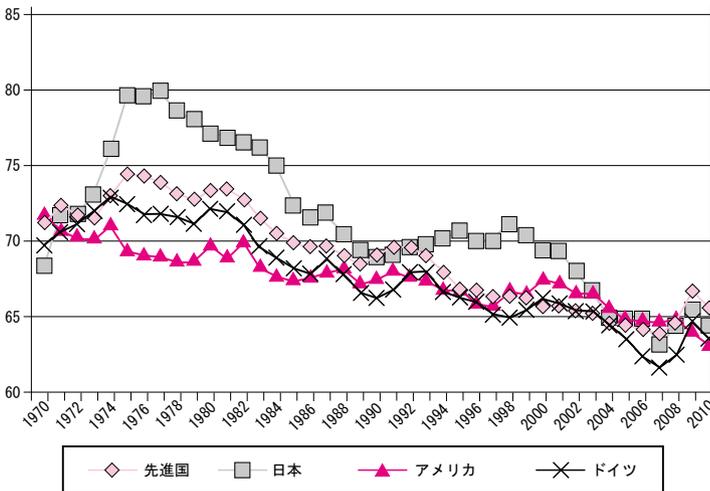
資料出所：ILO世界賃金データベース

図2 労働生産性向上率と実質賃金上昇率との相関関係図（1999-2007）



資料出所：ILO世界賃金データベース

図3 労働分配率の推移（先進国、日本、アメリカ、ドイツ）（1970-2010）



注：先進国（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカの16カ国）

資料出所：AMECOデータベース

二〇〇七年にかけて労働生産性が向上したにもかかわらず、賃金が上昇していない点を指摘。多くの先進国でその傾向が見られたが、反対にギリシャやアイスランドなど一部の国では、労働生産性の向上率に対して実質賃金の上昇率が非常に高いという結果も見られた（図2）。

**労働分配率は下落傾向に**

このほか労働分配率（注）については、日本、アメリカ、ドイツを筆頭に、先進国では過去四〇年間下落傾向にあり、とりわけ日本にその傾向が顕著だ（図3）。

ILOは報告書の中で、労働分配率の低下は、労働者の消費心理に影響を与え、結果として家計消費の低下や総需要不足を引き起こす要因にもなると指摘。特に、競争力を維持するために単位労働コストを削減しようとする賃金カット競争を多くの国で同時に実施した場合、労働分配率の「底辺化競争」を引き起こし、全世界の総需要を冷や込

ませる悪循環に陥るかもしれないとの懸念を示している。

**生産性向上と賃金上昇に関連づけ**

ILOは低下する労働分配率について、多くの国で長期間にわたり賃金が下落して企業利益が増加したことや、労働者間の資金配分（例：「正規と非正規」、「経営幹部と一般従業員」など）が一層不公平になり貧富差が拡大していることに警告を発している。こうした事態を改善する

ため、各国は労働生産性の向上と賃金の上昇をもっと緊密に関連付ける政策を行う必要があるとして、特に経常赤字国で生産性が向上しているのに賃金が抑制されている場合、国内需要の刺激策としての賃金増加策を積極的に進めるよう政府に求めている。また、経常赤字の国についても、賃金決定から労使を排除するような極端な緊縮政策を行わないように訴えている。さらに、国内の貧富格差については、特に低賃金労働者に対する

強い保護が必要だと主張している。

【注】労働分配率とは、生産活動によって得られた付加価値のうち、労働者がどれだけ受け取ったのかを示す割合（指標）である。

【参考資料】ILOプレスリリース（二月七日付、英語版）「Global Wage Report 2012/13: Wages and Equitable Growth」(世界賃金報告2012/2013―賃金と公正な成長、英語版)、ILO駐日事務所プレスリリース（二月三〇日付）

（国際研究部）